総会規程

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）の総会に関する事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当法人の総会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

第２章　招　集

（招集の決定）

第３条　理事会は、定款第１４条の規定により総会を招集する場合には、次の事項を定めなければならない。

（１）総会の日時及び場所

（２）議題（総会の目的である事項）

（３）総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使（書面表決）することができることとするときは、その旨

（４）総会に出席しない会員が電磁的方法によって議決権を行使（電磁的方法による書面表決）することができることとするときは、その旨

（総会招集の通知）

第４条　総会を招集するには、会長は、総会開催の日の１週間前までに、会員に対して、その通知を発しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、前条第３号又は第４号の規定により書面表決又は電磁的方法による書面表決ができることを定めた場合には、総会開催の日の２週間前までに、会員に対して、その通知を発しなければならない。

３　前２項の通知は、前条各号に掲げる事項を記載し、書面で行わなければならない。

（招集手続の省略）

第５条　前条の規定にかかわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第３条第３号又は同条第４号の規定により書面表決又は電磁的方法による書面表決ができることを定めた場合は、この限りでない。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第６条　会長は、第３条第３号又は第４号の規定により書面表決又は電磁的方法による書面表決ができることを定めた場合は、第４条第２項の通知に際して、会員に対し、議決

権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

２　総会参考書類に記載すべき事項は、次の事項とする。

（１）議案（総会の目的である事項）

（２）議案につき監事による総会の報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

３　前項に定めるもののほか、総会参考書類には、会員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

第３章　出席及び議決権行使の特例

（会員の出席）

第７条　会員は、総会に出席し、その議決権を行使するよう努めなければならない。

（理事及び監事の出席）

第８条　理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

（遵守義務）

第９条　会員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

（議決権の代理行使）

第 10 条　会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。

２　前項の場合においては、当該会員又は代理人は、総会の開会前までに、代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。

３　第１項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

（書面による議決権の行使）

第 11 条　会員が書面により議決権を行使する場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日の直前の業務時間の終了時（書面による議決権行使の期限を設けたときは、その特定の時）までに当該記載した議決権行使書面を会長に提出しなければならない。

第４章　議　長

（資　格）

第 12 条　総会の議長（以下「議長」という。）は、定款第１５条の規定により、当該総会において会員の中から選出する。

（権　限）

第 13 条　議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。

２　議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

第５章　議事運営

（開会の宣言）

第 14 条　開会の予告時刻が到来したときは、議長は、会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

（開会時刻の繰下げ）

第 15 条　議長は、会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重要な支障があると認められるときには、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している会員に対し、遅滞なく、繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

（出席状況の報告）

第 16 条　議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、総会の会員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

２　前項の報告は、当法人の理事または事務局員に行わせることができる。

（議題の審議順序）

第 17 条　議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い、議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

２　議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（理事等の報告又は説明）

第 18 条　議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める。

２　定款第１４条第２項の規定による会員の請求によって総会を開催する場合にあっては、議長は、請求を行った当該会員に対し、議案の説明を、理事又は監事に対し、その提案に対する意見を求めることができる。

（発言の許可）

第 19 条　理事、監事または会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

２　前項の発言の順序は、議長が決定する。

（発言時間の制限）

第 20 条　議長は、議事の進行上必要があると認めるときには、会員の発言時間を制限することができる。

（発言の制限）

第 21 条　議長は、次の発言に対し、必要な注意を与え、制限し又は中止させることができる。

（１）議長の指示に従わない発言

（２）議題に関係しない発言

（３）重複する発言

（４）総会の品位を汚す発言
（５）他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
（６）その他議事を妨害し、又は議場を混乱させる発言

（発言の時機）

第 22 条　会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関して発言することができない。

（理事及び監事の説明義務）

第 23 条　理事及び監事は、総会において、会員から特定の事項について説明を　求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

２　前項の理事の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

３　第１項の監事の説明は、各監事が行う。

４　理事は、議長の許可を受けた上で、事務局員又は補助者に説明を補足させることができる。

（一括説明）

第 24 条　理事又は監事は、会員の質問に対して一括して説明することができる。

（説明の拒絶）

第 25 条　理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒否することができる。

（１）質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
（２）説明をすることにより会員の共通の利益を著しく害する場合
（３）説明をすることにより当該会員を除く他の者の権利を侵害することとなる場合
（４）説明をするために調査をすることが必要である場合
（５）質問が重複する場合
（６）その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（修正動議）

第 26 条　会員は、付議された議案につき、修正の動議を提出することができる。

２　前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。

３　議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

（議事進行等に関する動議）

第 27 条　会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

２　前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

（動議の却下）

第 28 条　議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

（１）当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
（２）既に同一の内容の動議が否決されているとき。
（３）総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。

（休　憩）

第 29 条　議長は、議事の進行上必要と認めるときには、休憩を宣言することができる。

（質疑又は討論の打切り）

第 30 条　議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、質問又は意見を述べようとする会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了し、採決することができる。

（採　決）

第 31 条　議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

（採決の順序）

第 32 条　原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち、修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

（出席会員の範囲）

第 33 条　総会の決議については、出席した会員本人及び代理人を出席させた会員並びに議決権行使書面を提出した会員の各議決権の数を出席した会員の議決権の数に算入する。

２　前項においては、議決権行使書面を提出した会員の議決権数を出席した会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の議決に限る。

（修正案に対する議決権行使書面の取扱い）

第 34 条　修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は、修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は、棄権として、それぞれ取り扱うものとする。

（採決の方法）

第 35 条　第 31 条の採決について、議長は、賛否を正確に確認できる方法により行うものとする。

（採決の結果の宣言）

第 36 条　議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

（延期又は続行）

第 37 条　総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

２　前項の場合、延期会又は継続会の日程及び場所については、決議しなければならない。

３　延期会又は継続会の日は、最初の総会の日より２週間以内に定めなければならない。

４　第１項の規定により総会の延期又は続行の決議があった場合には、第３条及び第４条の規定は適用しない。

（閉　会）

第 38 条　議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは継続が決議されたときは、閉会を宣言するものとする。

（議事録）

第 39 条　総会の議事については、書面により、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会が開催された日時及び場所

（２）会員の現存員数及び出席者数（ただし、書面表決及び議決権の代理行使の場合にあっては、その旨を付記する。）

（３）総会の議事の経過の概要及びその結果

（４）総会において述べられた意見又は発言の概要

（５）総会に出席した理事及び監事の氏名

（６）議長の氏名

（７）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

２　議事録には、議長が、記名押印をしなければならない。

３　前項の議事録は、10 年間当法人の事務所に備え置かなければならない。

第６章　補　則

（委　任）

第 40 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

（改　廃）

第 41 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。